

◎平成二十二年における財政運営の

ための公債の発行の特例等に関する

法律

(平成二十二年三月三十一日法律第七号)

一、提案理由

(平成二十二年二月十九日・衆議院財務金融委
員会)

○菅国務大臣 たいま議題となりました平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成二十二年予算は、国民生活が第一、コンクリートから人への理念のもと、国民生活に安心と活力をもたらす施策を充実させた、命を守るための予算であります。家計を直接応援し、国民の生活を守るため、マニフェストの工程表に掲げられた主要事項である子ども手当、農業の戸別所得補償、高校の实

質無償化等の施策を実施することとしております。

一方、こうした新規施策を実現するに当たっては、行政刷新会議における事業仕分け等を通じた予算の全面的な組み替えや公益法人等の基金の返納等による歳入確保を図っております。

財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの受け入れ四兆七千五百四十一億円及び外国為替資金特別会計からの受け入れ二兆八千五百七億円を含め、その他収入としては十兆六千二億円を見込んでおります。

以上のように、税収が大幅に減少する中、歳出歳入両面において最大限の努力を行った結果、新規国債発行額については四十四兆三千三十億円となっております。

本法律案は、こうした国の財政収支の状況にかんがみ、平成二十二年の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置等を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成二十二年の一般会計の歳出の財源に充てられため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができるとしております。

第二に、平成二十二年において、特別会計に関する法律第五十八条第三項の規定にかかわらず、財政投融资特別会計財政

融資金勘定から四兆七千五百四十一億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとしております。

第三に、平成二十二年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰り入れをするほか、同特別会計から三千五百億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとしております。

第四に、平成二十二年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計の歳入への繰り入れをするほか、同勘定から百四億六千八百三十五万四千円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとしております。

(略)

以上、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げた次第であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十二年三月二日)

○玄葉光一郎君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案は、平成二十二年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、財政投融资特別会計からの一般会計への繰り入れの特例に関する措置並びに外国為替資金特別会計及び食料安定供給特別会計からの一般会計への繰り入れの特別措置を定めるものであります。

(略)

各案は、去る二月十六日当委員会に付託され、十九日菅財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十四日から質疑に入りました。二十六日には参考人から意見を聴取し、本日鳩山内閣総理大臣に対する質疑を行うなど、慎重に審査を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案はいずれも賛成多数をもって、租税特別措置の適用状況

の透明化等に関する法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年三月二日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 平成二十二年度予算は、税金を公債金収入が上回るという事態となっており、我が国財政の先行きに対する懸念が強まっていることに鑑み、早急に中期的な経済・財政の展望を示すとともに、具体的な数値目標を盛り込んだ財政健全化の戦略を講ずべく努力すること。

- 一 外国為替資金特別会計の積立金や国債整理基金を取り崩して一般会計に繰り入れることは、外国為替資金特別会計の健全性を損なう恐れや、また国債整理基金の運営に支障をきたす可能性があり、ひいては我が国財政に対する信用の低下を招きかねないため、各特別会計の積立金・資金の設置の趣旨を損なうこととならないよう努めること。

- 一 国債に対する信頼を確保していくことの重要性を認識しつ

つ、節度ある国債発行に努めるとともに、公債の安定消化に向けた一層の取組みを行うこと。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二十二年三月二四日)

○大石正光君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案は、平成二十二年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置等を定めようとするものであります。

……………(略)……………

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、財政健全化目標の早期策定とその内容、恒久的な財源を確保する必要性、公債の安定消化に向けた政府の取組、海外の動向を踏まえた今後の法人所得課税の在り方、揮発油税等の暫定税率の水準を実質的に維持したことの是非、租特透明化法の実効性を確保するための具体的な方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党・改革

クラブを代表して愛知治郎理事、公明党を代表して荒木清寛委員、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、それぞれ公債特例法案及び所得税法等改正案に反対、租特透明化法案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、公債特例法案及び所得税法等改正案はいずれも多数をもって、租特透明化法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、公債特例法案及び所得税法等改正案に対し附帯決議が付されておりません。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年三月二十四日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 平成二十二年度予算は、税収を公債金収入が上回るといふ事態となっており、我が国財政の先行きに対する懸念が強まっていることにかんがみ、早急に中期的な経済・財政の展望を示すとともに、具体的な数値目標を盛り込んだ財政健全化の戦略を講ずべく努力すること。

- 一 今後の予算編成に当たっては、特別会計の積立金・剰余金に過度に依存することなく、できる限り恒久的な財源の確保を図ること。また、国債に対する信認を確保していくこと。

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

重要性を認識しつつ、節度ある国債発行に努めるとともに、公債の安定消化に向けた一層の取組みを行うこと。

- 一 少子高齢化やグローバル化といった社会経済構造の変化を踏まえ、安心できる福祉社会や持続的な経済社会の実現、中長期的な財政健全化、地球温暖化問題への対応など我が国が直面する諸課題を解決するため、所得・消費・資産など税体系全般にわたる税制の見直しを行うこと。

右決議する。